

事業概要説明シート

事務事業番号 30834

事務事業名	老人クラブ育成補助事業		
事業開始年度	昭和38年度～	担当部署	福祉部高齢社会室

根拠法令	枚方市老人クラブ等活動事業等補助金交付要綱
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:)
	<input type="checkbox"/> その他()

目的 (何のために)	老人クラブ等がおこなう社会奉仕、健康増進等の諸活動にかかる経費を助成することにより、高齢者の生活が健全で豊かなものにする。
---------------	---

対象 (誰・何を対象に)	老人クラブ、枚方市老人クラブ連合会、ひとり暮らし老人会連絡会
-----------------	--------------------------------

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 各単位老人クラブ、老人クラブ連合会、ひとり暮らし老人会連絡会からの活動補助金申請等、老人クラブ連合会事務経費補助金申請等を受け、活動予定月数、会員数等に応じた補助金を概算払いで交付する。 年度末に各実績報告を受け、精算、追加支給等をおこなう。 府に対し、補助金申請を行い、交付を受ける。
------	---

類似事業	なし
------	----

事業の必要性	老人福祉法第13条第2項の規定により老人クラブ等に対し援助を行うことで、活動の円滑化を図り、高齢者福祉を増進させていくため必要である。
--------	---

コ ス ト		H22年度決算		H23年度決算		H24年度当初予算	
		従事職員数	概算人件費	従事職員数	概算人件費	従事職員数	概算人件費
正職員	0.33 人	2,678 千円	0.33 人	2,670 千円	0.33 人	2,640 千円	
再任用職員	0.00 人	0 千円	0.00 人	0 千円	0.00 人	0 千円	
非常勤職員等	0.20 人	302 千円	0.05 人	89 千円	0.05 人	89 千円	
人件費計(A)		2,980 千円		2,759 千円		2,729 千円	
直接経費(B)		24,068 千円		25,229 千円		26,576 千円	
総事業費(A+B)		27,048 千円		27,988 千円		29,305 千円	

財源内訳		H22年度決算		H23年度決算		H24年度当初予算	
国庫支出金	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円			
府支出金	7,220 千円	7,480 千円	7,893 千円				
受益者負担 (使用料等)	0 千円	0 千円	0 千円				
その他	0 千円	0 千円	0 千円				
一般財源	19,828 千円	20,508 千円	21,412 千円				

平成23年度 事業費の主な内訳 (人件費除く)	内 容	金 額
	老人クラブ活動補助金	21,056 千円
	老人クラブ連合会事務費補助金	4,173 千円
		千円

事務事業名	老人クラブ育成補助事業				
事業開始年度	昭和38年度～	担当部署	福祉部高齢社会室		
活動実績	活動指標もしくは成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度(見込み)
	① 老人クラブ数	クラブ	245	243	240
	② 老人クラブ会員数	人	14,448	14,487	14,421
単位当たりコスト (総事業費/活動指標)	① 単位クラブ活動補助金/老人クラブ会員数	円	1,169	1,169	1,171
	②				
	③				
成果目標 (目標とする成果)	多くの高齢者が老人クラブ等に入会し、諸活動を通じ、住み慣れた地域で豊かな生活の継続を図る。				
比較参考値 (他自治体での事業の例など)	<p>(例)【吹田市】 235クラブ 15546人 (下記金額は平成22年度決算額)</p> <p>①《高齢クラブ活動補助金》 13,708,800円 高齢クラブが行う社会奉仕活動、教養講座開催活動、健康増進活動に対し、補助金を交付。 補助額: 月額4,800円×活動延月数</p> <p>②《高齢クラブ連合会活動補助金》 1,672,890円 高齢クラブ連合会の活動に対し、補助金を交付。補助額: 240,000円+4月1日現在の会員数×90円</p> <p>③《優良高齢クラブ表彰及び高齢クラブ連合会役員研修活動、その他への支援》 30,609円 優良高齢クラブの市長表彰及び高齢クラブ連合会が実施する役員研修会に係る費用等の一部助成を行う。</p> <p>④《高齢者団体用福祉バス貸付事業》 12,728,100円 平日に市が借り上げた大型バスを高齢クラブ及び高齢クラブ連合会に対して1日(9時～17時)無償で貸し出す。</p>				
特記事項	<p>・平成18年度において事業の見直しを行い、「老人クラブ結成事業」、「友愛訪問活動事業」及び「福祉バス事業」を廃止し、その原資を老人クラブ活動事業に移行するとともに、各老人クラブ間の格差是正のため補助内容の見直しを行った。</p> <p>・補助金の申請に際しては、補助対象事業として推奨する各活動(教養関係活動、健康増進事業、清掃奉仕活動、地域見守り活動、友愛訪問活動)の予算書及び活動計画書の提出を求め、その内容に応じて補助額の調整を行う。</p>				
一次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策	現状のまま継続	高齢者の主体的な活動の支援策として、国、府の補助を受け、現状のまま継続していく。			
一次評価結果	<p>・老人クラブへの支援のあり方について、再考が必要では</p> <p>・事業自体のあり方の検討の必要性があるのでは</p> <p>【確認】 補助金事業として、補助金の交付の在り方を見直す手法(事業奨励型補助金、統合型補助金など)の検討の可能性があると思われる。</p>				
二次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策	現状のまま継続	<p>・老人福祉法第13条第2項の「老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をする」ための取り組みとして継続していく。</p> <p>・規模、活動内容が多様な240を超えるクラブに対する支援として、現行の手法は一定の公平性及び効率性があるものと考えている。</p> <p>・現状のまま継続して行く中で、老人クラブの会員数が増大するように、また、活動がより活発になるように支援内容を工夫していく。</p>			